

採用選考試験についてのよくある質問

志願書の受付について

Q 志願書を受け付けた場合に、連絡はいただけるのですか？

A 連絡は特に行いません。受験票の発送をもってかえさせていただきますが、7月13日（月）までに受験票が到着しない場合は、京都府教育庁管理部教職員課人事担当まで連絡してください。

教職員課人事担当 075-414-5799

面接試験の日程について

Q 面接試験の日程は変更していただけるのですか？

A 原則として、日程の変更はできませんので、あらかじめ指定した日程で受験してください。

スペシャリスト特別選考について①

Q 教員免許なしで教員になれるのですか？

A スペシャリスト特別選考で合格された方には、京都府教育委員会が教育職員検定を行い、検定に合格された方に対して、特別免許状を授与します。

スペシャリスト特別選考について②

Q スペシャリスト特別選考は、教員免許状を有していない場合に受験可と要項に書いてありますが、当該教科の教員免許状は有していないが、当該教科以外の教員免許状を有している者は受験できるのですか？

A スペシャリスト特別選考は、受験する校種・教科の教員免許状を有していない方を対象としています。

例えば、小学校の教員免許状のみを有している方で、スペシャリスト特別選考の受験資格を満たしている場合には、受験することができます。

北部採用枠について①

Q 北部採用枠で採用された場合、将来的な異動はどうなるのですか？

A 北部採用枠で採用された方は、新規採用から少なくとも10年間程度、京都府北部地域（綾部市、福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町及び与謝野町）で勤務していただきます。
その後は、南部地域への異動を希望することも可能です。

北部採用枠について②

Q 一般採用枠で受験した場合には、北部地域で勤務できないのですか？

A 一般採用枠で受験された場合は、北部地域も含め、京都府内全域が勤務対象地域となります。

北部採用枠について③

Q 北部採用枠については、その枠内だけで選考されるのですか？

A まず、北部採用枠志願者の中で選考を行います。その際、選考にもれた方については、一般採用枠内で改めて選考します。
第2希望を併願している方は、第1希望で選考にもれた場合に、第2希望の校種・教科（科目）でさらに選考されます。

他府県等の正規の現職教員に対する一部試験免除について

Q 他府県の公立中学校で正規教員をしていますので、昨年度は第1次試験の筆記試験のうち、一般教養と専門教科の免除を受けましたが、残念ながら第2次試験において不合格となりました。平成22年度採用選考試験も受験したいと考えていますが、今年度は他府県現職の一部試験免除を受けられないのでしょうか？

A 平成21年度においても他府県等の正規教員をされている場合は、免除の要件を満たしていますので、平成22年度採用選考試験においても、一部試験免除対象者となります。

第1次試験合格者に対する一部試験免除について

Q 一昨年の採用選考試験で第1次試験に合格したので、昨年度は第1次試験の一部を免除され第1次試験合格となったのですが、名簿登載されませんでした。本年度も前年度第1次試験合格者として一部試験免除の対象になるのですか？

A 前年度の第1次試験合格により、平成21年度採用選考試験で第1次試験の一部を免除された方は、平成22年度採用選考試験においては、第1次試験の一部試験免除の対象にはなりません。

講師経験者に対する一部免除について①

Q 4月30日から7月20日まで非常勤講師をしていた場合は、任用月数は何か月と考えればよいのでしょうか？

A 任用月数は、1日でも任用されていれば1か月と考えます。したがって、お問合せのケースは、任用月数4か月となります。

講師経験者に対する一部免除について②

Q 平成17年4月から平成18年12月まで、A中学校で週12時間の非常勤講師をしていたのですが、平成19年度は4月から1年間、A中学校で週8時間の非常勤講師と9月から3月の7か月間、B中学で週5時間の非常勤講師をしていました。このような場合、一部試験免除の対象になるのでしょうか？

A お問合せのケースでは、平成17年度と18年度の2年間で21か月間、週10時間以上の非常勤講師をしておられ、平成19年度は2校併せて週10時間以上の非常勤講師をされていた期間が7か月間あるので、通算すると28か月間となり、一部試験免除の対象になります。

英語の検定等に関する一部試験免除について①

Q TOEICで860点以上を取得していますが、第一次試験当日に証明できる原本を持参するのを忘れて、原本を提示できない場合は、一部試験免除を受けられないのでしょうか？

A 英語の検定等を実施する団体の発行する資格証明書又は資格を証明できる書類（原本）の確認によって、一部試験免除の対象としますので、原本を当日に提示できない場合は、一部試験免除の対象にはなりません。

英語の検定等に関する一部試験免除について②

Q TOEICの取得点数による一部試験免除は、IPでも認められますか？

A 英語の検定等に関する一部試験免除については、正式な資格を有する方を対象に行っていますので、TOEICのIP及びTOEFLのIPTは一部試験免除の対象にはなりません。

大学院等進学者に対する特例措置について

Q 合格した校種・教科（科目）と同一の専修免許状取得を目的に大学院等に進学する場合については、名簿登載期間を原則2年間延長し、専修免許状の取得を条件に採用するとのことですが、大学院等には大学の専攻科も含まれますか？

A 専修免許状の取得を目的として、大学の専攻科に進学される場合も、特例措置の対象となります。ただし、名簿登載期間の延長は、当該校種・教科（科目）の専修免許状の取得に必要な期間となります。

名簿登載について

Q 名簿登載されても、採用されないことはあるのですか？

A 名簿登載は採用を約束するものではなく、採用の必要が生じた場合、順次この名簿の中から採用されることとなりますが、例年、本人が採用を辞退したり、採用に必要な資格、免許を取得できなかった場合を除き、全員採用されています。

第2希望での採用候補者名簿への登載について

Q 第2希望が可能な校種・教科（科目）を併願した場合、どのように選考されるのですか？

A 第2次試験において、第1希望の校種・教科（科目）で名簿登載されなかった場合に、第2希望の校種・教科（科目）で再度選考し、合否を決定します。

なお、第2希望が可能な校種・教科（科目）は次の場合に限ります。

第1希望	第2希望
中学校	小学校
高等学校	中学校（同一教科（科目）に限る。） ※高等学校地理歴史と中学校社会は同一教科と見なす。
特別支援学校	小学校

その他

Q 試験当日に、試験会場周辺で有料での合否通知申込案内やいろいろな書類の配布が行われていますが、京都府教育委員会が行っているのですか？

A 試験会場の敷地外での活動は、京都府教育委員会とは一切関係ありませんので、御注意ください。